矢板市デマンド交通運行業務委託仕様書

１　業務目的

矢板市地域公共交通計画に基づき運行するデマンド交通について、運行管理や予約の受付、車両管理等のノウハウを有する民間事業者に業務を委託することで、効果的かつ効率的な公共交通網を形成し、市民の交通の利便性及び生活福祉の向上を図ることを目的とする。

２　業務期間

（１）委託契約期間

契約を締結した日から令和１４年３月３１日まで

ただし、令和８年度は優先交渉権者と令和９年度以降の運行業務契約を前提として運行内容について事前調整を行う。

（２）運行期間

令和９年４月１日～令和１４年３月３１日まで

３　委託契約金額

見積り書をもとに算出した運行に要する経費（人件費、燃料費、保険料等）とする。

４　運行形態

道路運送法第４条に基づく許可による一般乗合旅客自動車運送事業における区域運行

５　業務内容

（１）道路運送法第５条に基づく許可申請業務（令和９年３月末までに許可を受けること）

（２）運行業務

①運行方式

デマンド型乗り合い方式により、事前登録した自宅等と市が指定した目的地（病院や商業施設、公共施設、金融機関等）間を乗り合いで運行する。月曜日から土曜日の午前８時から午後５時まで１日９便（午前８時便から午後４時便まで１時間おきの運行）（午前８時便は 8:00～9:00 で運行・休憩）とする。日曜日･祝日及び年末年始（１２月２９日～１月３日）は運休とする。

②運行車両

受託者が使用権原を有する事業用の５人乗り車両（運転手含む）３台を基本として運行し、需要が多い時間等に予備車両として同型１台を使用する。高齢者でも乗降しやすい車両が望ましい。（車両は受託者が所有し、３台は

市が借り上げることを原則とする。車両点検等の場合は事業者で代車を用意すること。）

当該車両には、デマンド交通であることがわかるようにマグネットシート（市から貸与）を貼り付ける。また、適宜、車両の点検や清掃等を実施すること。

③運賃の受領

運転者は、利用者から運賃を受領し、業務責任者が運行日ごとに精算・記録すること。事業者は市に毎月ごとに受領した運賃の総額を報告し、納付書により納付することとする。

④損害賠償

本業務に使用するすべての車両は任意保険に加入することとし、加入手続き及び保険料の支払いは受託者が行う（費用は市負担）。また、加入する任意保険は以下に示す賠償内容であることとする。

・対人、対物賠償　　無制限
・人身傷害　　5,000 万円以上

（３）予約受付業務

①電話及びインターネットによる予約受付

午前８時から午後５時までの受付とし、運行する便の３０分～１時間前程度までの受付とする（何日前から予約が可能かを含め、予約システム等導入内容により変動）。ただし、午前８時の便は前運行日の午後５時までの受付とする。

別途、予約受付専用の電話番号の取得（取得は事業者が行う。通信費は市負担）を行うこと。また、必要に応じて市の仕様書に沿った予約・運行管理システムを導入（導入・維持費用は市負担）すること。

②利用者登録

原則として矢板市に住民登録がある方を対象とする。利用者登録は、市が窓口となって行うため、利用者登録のない方からの予約があった場合には、登録方法の説明を行う。

（４）配車及び運行管理業務

予約内容に沿った運行プランを作成するとともに、運行プランを運転者に伝達する。

（５）報告書作成業務

利用者数、運賃、走行距離等の運行に関する報告書を毎月市に報告する。また、事故や苦情があった場合には適宜対応するとともに、必要に応じて市

に報告書を提出する。

（６）その他
　利用促進のための取り組みや、安全運転意識及び接遇の向上等に配慮すること。

６　業務執行体制

（１）受託者は、本業務に関する十分な知識を有する責任者を選任すること。
（２）責任者は、連絡体制を整え、緊急時及び平常時の連絡、情報伝達が円滑に行われるようにしておくこと。
（３）受託者は、本業務を履行する車両３台の運転者を配置すること。
（４）運転者は、法令等を遵守するとともに安全に運転すること。
（５）受託者は、予約受付業務に従事するオペレーターを配置すること。なお、オペレーターについては、本業務に対する専属性は求めないものとする。
（６）受託者は、必要に応じて運行管理者、整備管理者を配置すること。

７　その他

（１）受託者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
（２）事業実施に当たっては、本仕様書の範囲内において、矢板市と本業務の受注者が協議しながら実施するものとする。
（３）本仕様書に明記されていない事項及び疑義を生じた場合は、担当課と協議し指示を受けるものとする。
（４）委託業務を円滑かつ適正に進めるため、打ち合わせ協議は必要に応じて行うものとする。
（５）事業の実施を他の企業にそのまま再委託することはできない。他の企業と連携して事業を実施する場合は、企画提案書に役割分担等を記載すること。

８　問い合わせ先

矢板市　建設環境部　都市整備課　計画担当
〒329-2192　栃木県矢板市本町５番４号
電話　　0287-43-6213　　FAX　　0287-43-9790
E-mail　tosiseibi@city.yaita.tochigi.jp